

## V 財政援助団体等監査



習志野市監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施した。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項、習志野市監査基準第4条第3号）

### 2 監査の期間及び対象

(1) 期間 令和5年5月29日から6月28日まで

対象 習志野商工会議所、指定管理者（株式会社オーエンス、ナンシンワコーグループ）

(2) 期間 令和5年8月24日から9月27日まで

対象 社会福祉法人習志野市社会福祉協議会、指定管理者（社会福祉法人習志野市社会福祉協議会）

(3) 期間 令和5年10月3日から10月31日まで

対象 公益財団法人習志野文化ホール、指定管理者（公益財団法人習志野文化ホール、京成バラ園芸株式会社、谷津千潟ワイズユース・パートナーズ）

### 3 監査を実施した監査委員

福田 佐知子

斉藤 賢治

### 4 監査の範囲

習志野商工会議所、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会、公益財団法人習志野文化ホールについては、

令和4年度の財政的援助に係る財務に関する事務及び事務事業執行状況

（必要に応じて令和5年度及び過年度を対象とする）

令和4年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

（必要に応じて令和5年度及び過年度を対象とする）

### 5 監査の実施内容

習志野商工会議所、社会福祉法人習志野市社会福祉協議会、公益財団法人習志野文化ホールについては、予め提出を求めた監査資料、財務諸表等に基づき、出納その他の事務を主体に、経営状況等について関係職員より説明を聴取しつつ審査を行い、監査を実施した。

指定管理者については、予め提出を求めた監査資料、事業報告書、財務諸表等に基づき、公の施設の管理状況等について関係職員より説明を聴取しつつ審査を行い、監査を実施した。

## 6 監査の着眼点

### 財政的援助団体

- (1) 補助金等が交付目的に沿って適正に活用されているか。
- (2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適切か。
- (3) 補助金の経理は適切になされているか。

### 出資団体

- (1) 出資目的に沿った事業運営が適正に行われているか。
- (2) 予算書、決算書など財務諸表等は適正に作成されているか。
- (3) 会計経理、財産管理は適切になされているか。

### 公の施設の指定管理者

- (1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。

## 第2 監査の結果

### <財政的援助団体、出資団体>

#### 習志野商工会議所

##### 1 事務事業の概況

習志野市商工会議所は、商工会議所法に基づき、市内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とするものである。この目的達成のため、意見活動、経営改善普及活動、地域資源の活用、技術及び技能の普及や検定、相談等を実施している。

##### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

#### 社会福祉法人習志野市社会福祉協議会

##### 1 事務事業の概況

社会福祉法人習志野市社会福祉協議会は、社会福祉法を設置根拠とし、習志野市域において社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的としている。主な事業として、ボランティア活動の活性化、権利擁護の推進、相談援助事業の推進等を行っている。

##### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

#### 公益財団法人習志野文化ホール

##### 1 事務事業の概況

公益財団法人習志野文化ホールは、習志野市習志野文化ホールを管理運営するとともに文化芸術事業を行い、もって市民の文化芸術の振興に寄与することを目的として設立されている。

事業は指定管理者業務として習志野市習志野文化ホールの指定管理業務、モリシアホール貸館事業、メロディー基金事業、芸術文化協会の事務局等である。その中で、モリシアホールは、文化ホールの補完的施設として文化団体や民間事業所の展示会、発表会、会議、リハーサル等多目的に使用できる会場として幅広く利用されている。

##### 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

## <指定管理者>

### 株式会社オーエンス

#### 1 事務事業の概況

株式会社オーエンスは、習志野市コミュニティセンターの設置及び管理条例に基づき、市民プラザ大久保、谷津コミュニティセンターの管理運営を行っている。

市民プラザ大久保では、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じながら、令和4年度の自主事業で、こども工作や市民文化祭、そして、他団体との連携による「おもちゃを直してあそぼう」や、「習志野歴史展」を開催している。また、谷津コミュニティセンターでは、「市民文化祭」や「ミニコンサート」、「親子でクッキング」などが開催された。

#### 2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が次に記載の注意指導事項を除き、法令に適合し、正確に行われていると認められた。

#### 注意指導事項

##### (1) 管理に係る経費の収支状況の報告について

基本協定に基づき、株式会社オーエンスから市へ提出された事業報告書に添付されている収支状況報告について、管理料収入のうち、修繕費の金額が支出額の決算値で計上されていることにより、収支差額と修繕費戻入金の関係性が不明確となっている状況が確認された。修繕費については、市が指定管理者と締結する基本協定及び年度協定に基づき、年度当初に概算払いで支払い、残額が生じた場合は市に返還することが定められている。従って一例を挙げると、管理料収入の項目には概算払いによって指定管理者が受領した修繕費全額を、収支差額の項目で修繕費戻入金を含めた差額を、同項の内訳として修繕費戻入金額を、それぞれ明示する方法などにより、正確な修繕費の収支を表すことが望ましいと思料する。

今回の注意指導対象となった費目に限らず、常に収支の流れが明確にわかるような収支状況報告書の調製に努める必要性が認められた。

### ナンシンワコーグループ

#### 1 事務事業の概況

ナンシンワコーグループは、習志野市コミュニティセンターの設置及び管理条例に基づき、東習志野コミュニティセンター、実籾コミュニティホールの管理運営を行っている。

東習志野コミュニティセンターでの自主事業は、令和4年度では、リズム遊びやクッキング、工作など、魅力的な題材を扱う「ちびっこうきうきサロン」や、「市民文化祭」で、多くの地域住民の参加があった。また、実籾コミュニティホールでの自主事業は、ホールの利点を活かした、「リズムダンス」や「リラックスストレッチ」、「市民文化祭」などが実施された。

## 2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

### 社会福祉法人習志野市社会福祉協議会

#### 1 事務事業の概況

社会福祉法人習志野市社会福祉協議会は、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市総合福祉センターさくらの家及び習志野市総合福祉センターいずみの家の管理運営を行っている。

習志野市総合福祉センターさくらの家は老人福祉法第20条の7に規定する老人福祉センターであり、高齢者福祉の増進のための各種相談並びに施設及び設備の提供、高齢者の健康の維持増進のための各種指導等を行っている。

令和4年度においては、感染対策を続けながら、制限の解除を始めており、さくらの家では、全サークルの活動再開や、飲食は12時から13時まで、大広間に限定して再開した。また、風呂は定員制・予約制で再開している。作品や活動の発表の場である「さくらまつり」についても、11月8日から5日間にわたり開催された。

習志野市総合福祉センターいずみの家は、地域福祉活動の推進を図ることを目的とする地域福祉センターであり、福祉の増進を図るため各種相談、ボランティア活動の拠点として施設及び設備の提供等を行っている。

## 2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

### 公益財団法人習志野文化ホール

#### 1 事務事業の概況

公益財団法人習志野文化ホールは、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、習志野市習志野文化ホールの管理運営を行っている。令和4年度は計画した14公演中、12公演を実施している。

## 2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた。

## 京成バラ園芸株式会社

### 1 事務事業の概況

京成バラ園芸株式会社は、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、谷津バラ園の管理運営を行っている。令和4年度の前半は、まだ新型コロナウイルス感染症拡大の影響が残ったものの、55,976人の来場があった。

### 2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた

## 谷津千潟ワイズユース・パートナーズ

### 1 事務事業の概況

谷津千潟ワイズユース・パートナーズは、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、谷津千潟自然観察センターの管理運営を行っている。主たる活動としては、谷津千潟をはじめとする「自然環境保全」の普及啓発への取り組み、谷津千潟の自然を活かした各種プログラムの提供を実施している。また、オリジナル環境教育プログラム「はち育」(ミツバチの飼育を行うなど)のイベントの実施や、工作を取り入れたイベントの回数を増やして実施しており、来館者のニーズを把握した創意工夫がされていることが確認された。

### 2 監査の結果

公の施設の管理状況等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められた